

(公印省略)

福 第1615号
令和7年7月4日

大牟田市介護支援専門員連絡協議会会員 各位

大牟田市保健福祉部福祉支援室
福祉課長 田中 直美

大牟田市行方不明等のおそれのある認知症高齢者等事前登録実施要綱の改正について（通知）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本市高齢者施策の推進にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、これまで認知症等による行方不明が発生した際に初動の対応を円滑にして、早期発見ができるよう、行方不明のリスクが高い対象者の把握に努めるため、事前登録制度を実施しています。

改めての共有、周知になりますが、登録された情報は、大牟田警察署及び大牟田市内の地域包括支援センター及び市福祉課で共有し、愛情ねっと発信前となる初動時の重要な情報として活用していますが、事前登録の内容を「愛情ねっと」で発信することはありません。その旨を明記した要綱へ改正いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、登録をご希望の際は下記登録方法をご参照のうえ、新しい要綱をご使用くださいますようお願い申し上げます。

1 登録方法

- ① ご本人・ご家族へ登録情報をお伺いし様式第1号及び様式第2号を作成する。
- ② 様式第1号及び様式第2号、ご本人の写真（顔写真、全身写真）を大牟田市福祉課地域支援担当へ提出する。
※1 様式第1号及び様式第2号は必ず一緒に出されなくても結構です。登録を急がれる場合は、様式第2号とご本人の写真を先にご提出いただき、後日様式第1号を提出してください。
※2 要綱は印刷してご本人又はご家族へお渡しください。

2 登録変更

- ① 登録内容を変更・取消する場合は、様式第3号を作成し原本を大牟田市福祉課地域支援担当へ提出する。

3 新しい要綱及び様式

市ホームページよりダウンロードしてご使用ください。

「行方不明のおそれのある認知症高齢者等の事前登録制度」

<https://www.city.omuta.lg.jp/kiji00314169/index.html>

【問合せ先】

大牟田市福祉課地域支援担当 平田・小崎・高岡
TEL：85-0470 FAX：41-2662